

岡崎市市民活動団体登録のご案内

～市民の皆さんで行う公益活動を応援します～

市民の皆さんが市内外で、様々な活動を行っている中で、団体の特技を活かして、市への社会的な貢献をすることを目的として、活動している団体も少なくありません。

岡崎市は、このような公益活動を行っている団体に、活動をするうえで様々な支援をすることによって、皆さんのチカラによる、市や市民の皆さんのためになる活動を増やし、市全体の住みよいまちづくりにつなげていきたいと考えています。

1 (岡崎市の) 市民活動団体とは？ (岡崎市市民協働推進条例より抜粋)

不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しない活動を行うことを主たる目的とする団体です。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

2 市民活動団体登録には次のような公益活動を行っていることが必要です

(1) 登録市民活動団体については、広く市民の公益に資する活動を行うもので、NPO 法人又はそれに準ずる活動を行う非営利活動団体であること

(2) 規約等の主たる目的及び活動が NPO 法別表に掲げる 20 分野の活動であること

(3) 次の 20 分野の活動に該当することを、過去の実績等により明らかにできること

※ 20 分野の活動とは…

保健・医療又は福祉、社会教育、まちづくり、観光振興、農山漁村又は中山間地域振興、学術・文化・芸術又はスポーツ、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護・平和、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化社会、科学技術、経済活性化、職業雇用、消費者保護、NPO 活動支援、県等の条例で定める活動

3 次のような活動は公益活動に当てはまりません

(1) 会員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動及びその練習（展示、発表会、イベント、大会参加等）

(2) 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会

(3) 家元制や流派による活動

(4) 会員同士の親睦活動、会員相互（特定者）の利益のために行う活動

(5) 活動によって得た利益や資産を社員や役員などの構成員へ分配する活動。

労働の対価としての賃金が類似の労働に対して得られる社会一般で妥当とされる賃金と比較してあまりにも高額な活動。

市民活動団体に登録すると・・・

(1) 公益活動を活発に行えるよう 岡崎市から次のような支援が受けられます

①団体の情報をPRできます

活動の様子やイベントの開催、ボランティア募集についての情報をホームページに掲載できます。また、ガイドブックを作成し、団体紹介をしています。

②保険の適用で安心して活動に取り組めます

市民活動中にケガをした場合、または他人（物）に損害を与えた場合、市が加入する保険から保険金が給付されます。

③市の助成制度を申請できます

公益活動・社会貢献活動を行うにあたって資金が必要な場合、助成金を申請する資格があります。

④岡崎市内の市民活動施設を団体料金で利用できます

図書館交流プラザ及び市内の地域交流センターを、一般料金の半額で利用できます（市民活動団体であっても、3,000円を超える入場料を徴収するイベントを開催する場合は規定料金の1.5倍に相当する額となります）

(2) 支援の一方、次のことをお願いしています

この市民活動団体登録制度は、先のとおり、施設利用料の減額や、保険無償加入など、市民の皆さんの貴重な税金を投入して活動を応援しています。このため、登録された団体は、どのような団体なのか、また、普段の活動状況がどうなのかを、市民の皆さんがいつでもチェックできるようにしています。なお、登録したにもかかわらず普段公益活動を行っていない団体については、市から公益活動へ向けての相談や、登録解除（廃止届の提出）をお願いすることがあります。

①団体の情報や活動について公開しなければなりません

申請書に記載された情報は、原則としてすべて公開されます。登録内容に変更があった場合は、速やかに報告する必要があります。

【代表者、連絡先事務局、】→変更届の提出が必要です

【団体名、主な活動分野】→変更届および会則の提出が必要です

【上記以外の変更】

変更届の提出は不要ですが、団体側でおかざき市民活動情報ひろばの更新をお願いします

②公益活動の報告をしなければなりません

公益活動報告書により、年に1度活動の報告をする必要があります。報告書の記載内容はホームページ等で公開されます。報告書を提出しないと、登録を取り消されることがあります。

市民の皆さんのより豊かで幸せな生活、また生きがいに満ちあふれた人生を送るためには、行政（岡崎市など）のサービスに上乗せされた、市民の皆さんの様々な公益活動が必要です。

「自分たちのチカラ」を「皆のため」に活かそうと考えている団体の登録をお待ちしております。

～問合せ先～

制度について：岡崎市市民安全部市民協働推進課市民協働係

Tel (0564) 23-6491

登録の受付・相談：りぶら市民活動センター

Tel (0564) 23-3114